

高松市図書館資料収集方針

1 目的

この方針は、高松市図書館の運営方針に基づいた事業を十分に行うために必要な資料の収集について基本的な事項を定める。

2 基本方針

利用者一人一人が求める様々な情報や資料の要求に対し、迅速かつ的確に対応できるよう、多方面にわたる豊富な資料を計画的に収集し、中央館、地域館、移動図書館を含めた高松市図書館全体において体系的な蔵書構成を図る。

- (1) 国内出版物その他の資料を可能な限り網羅的に集める。
 - (2) 高松市に関する資料を過去のものに遡り、広く集める。
 - (3) 資料の種類においては、紙媒体資料、電子媒体資料及び視聴覚資料等を積極的に収集し、各々の資料の特質を活かした総合的な蔵書の整備に努める。
 - (4) 積極的に蔵書を更新して、新鮮さを保つようにする。
 - (5) 国民の知る自由を保障する「図書館の自由に関する宣言 1979年改訂」の精神を踏まえ、資料収集の自由を実践するため、次のことを尊重して収集を行う。
 - ア 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
 - イ 著者の思想的、宗教的、党派的立場にとらわれて、その著者を排除することはしない。
 - ウ 図書館職員の個人的な好みや関心で資料の選択をしない。
 - エ 個人・組織・団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制をしたりしない。
- なお、図書館の収集した資料がどのような考え方を主張していようとも、それを図書館及び図書館職員が支持することを意味するものではない。

3 資料別収集方針

(1) 一般図書

利用者の日常生活や実務に役立ち、教養を高める図書を中心に収集する。

- ア 全般的にその主題を平易に説明したもの
- イ 職業、実務に役立つもの
- ウ 生活設計に役立つもの
- エ 趣味を養い伸ばすもの
- オ 名著として読み続けられているもの
- カ 書評等で取り上げられ、話題性のあるもの

(2) 参考図書

利用者の日常の調査研究のために必要な図書を広く収集する。

(3) 児童図書

- ア 乳幼児、児童、生徒を対象とし、読書及び学習活動を支援する図書を幅広く収集する。
- イ 多様化した社会に対応するため、外国語絵本等の収集に努める。

(4) 逐次刊行物

- ア 新聞は、主要全国紙、隣接地域を含む地方紙を中心に、児童向けのものも含めて収集する。業界紙、専門紙については各分野の代表的な新聞を収集する。
- イ 雑誌は、各分野における基本的な雑誌を中心に、全分野にわたり広く収集する。また、児童向けも含めて収集する。

(5) 郷土資料・地域行政資料

- ア 高松市を中心として香川県に関する資料を積極的に収集する。
- イ 香川県に生まれた人物及びゆかりのある人物等の資料については、郷土資料としての評価に留意して収集する。

(6) 視聴覚資料

録音資料・映像資料ともに、利用者の教養を高める資料や活字では伝達が困難な情報を提供する資料等をCD・DVDを中心に収集する。映像資料については、著作権所有者より館内視聴及び個人向け館外貸出の利用許可を受けている資料の中から選ぶ。

4 資料収集方法

(1) 出版・販売情報による方法

選書リスト・出版目録・カタログ等により収集する。

(2) 現物見計らいその他の方法

現物を確認し、資料の内容や形態等で収集を検討する。

(3) 寄贈依頼による方法

市販されない図書の寄贈依頼については、高松市図書館寄贈資料取扱要領に基づいて行うものとする。

(4) 購入希望の取り扱い

利用者からの希望については、無条件に購入するのではなく、中央館、地域館、移動図書館を含めた高松市図書館全体において収集、もしくは、他の自治体図書館等からの相互貸借や類似の所蔵資料により、可能な限り提供するように努める。

附 則

この方針は、令和3年9月1日から施行し、改正前の高松市図書館資料収集方針は、廃止する。

附 則

この方針は、令和5年3月24日から施行する。